八代地域市町村合併協議会 資料 より抜粋

③ 合併した場合の庁舎の方式

ⅰ．本庁方式

イ）集中方式

現有庁舎の一つを新庁舎とし、そこに全ての組織機構を配置する。他の庁舎は窓口的な機能のみを持たせた支所又は出張所とする。

ただし、庁舎の規模が本庁として適当でない場合には新庁舎建設も考えられる。

ロ）分散方式

本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置する。

ⅱ．分庁方式

各市町村の現在の庁舎に行政機能を振り分けて持たせる。

ⅲ．総合支所方式

本庁機能は最小限にとどめ、各市町村の現在の庁舎の行政機能（管理部門は除く）を維持する。

ⅰ．本庁方式

○ 本庁に全ての業務を集中し、支所においては、住民に直接関わりのある業務を行う イ)集中方式という形である。合併したほとんどの地域がこの形式をとっており、本庁の規模などの問題により、支所に本庁の一部の部門を配置して対応する ロ)分散方式を採用しているところもある。

イ）集中方式

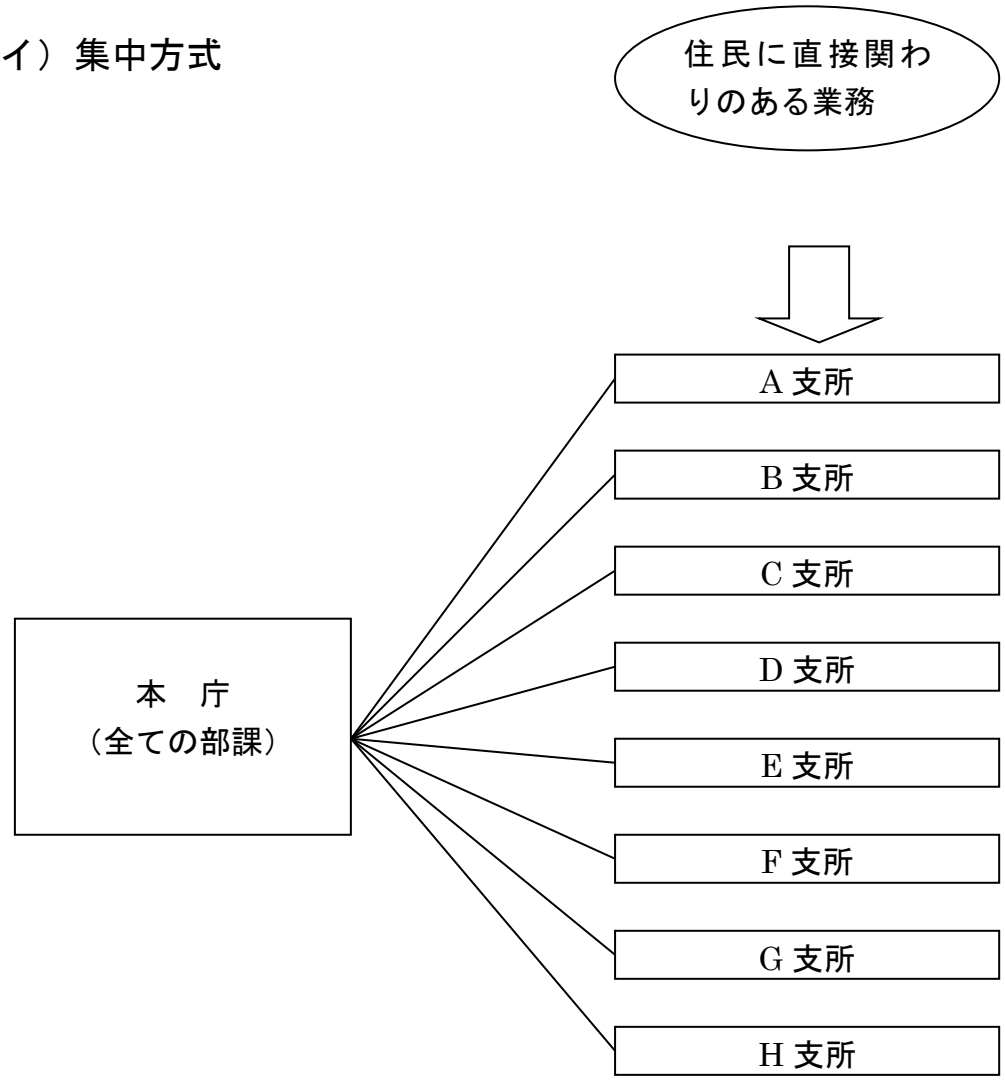

ロ）分散方式

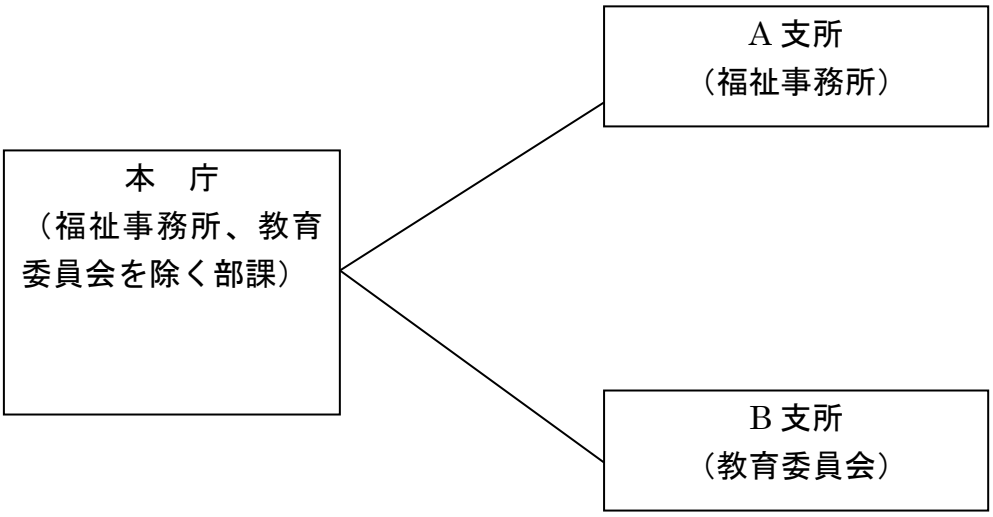

ⅱ．分庁方式

○ 現在の８市町村の役所・役場に本庁機能を分散する方式である。
この方式では、住民はいろいろな手続きを行う場合に、その都度、各役所・役場に行かなければならないことになる。

・８市町村に各行政部門を振り分けて、業務を分散する。

（例）

A 支所 ・総務部門	E 支所 ・商工観光部門
B 支所 ・企画部門	F 支所 ・建設部門
C 支所 ・保健福祉部門	G 支所 ・教育部門
D 支所 ・農林水産部門	H 支所 ・公営企業等部門

iii. 総合支所方式

○ 各役所・役場に現在の管理部門を除いた行政サービス機能を残し、本庁には、各支所の連絡調整を行う管理部門等最低限の職員を配置する方式である。
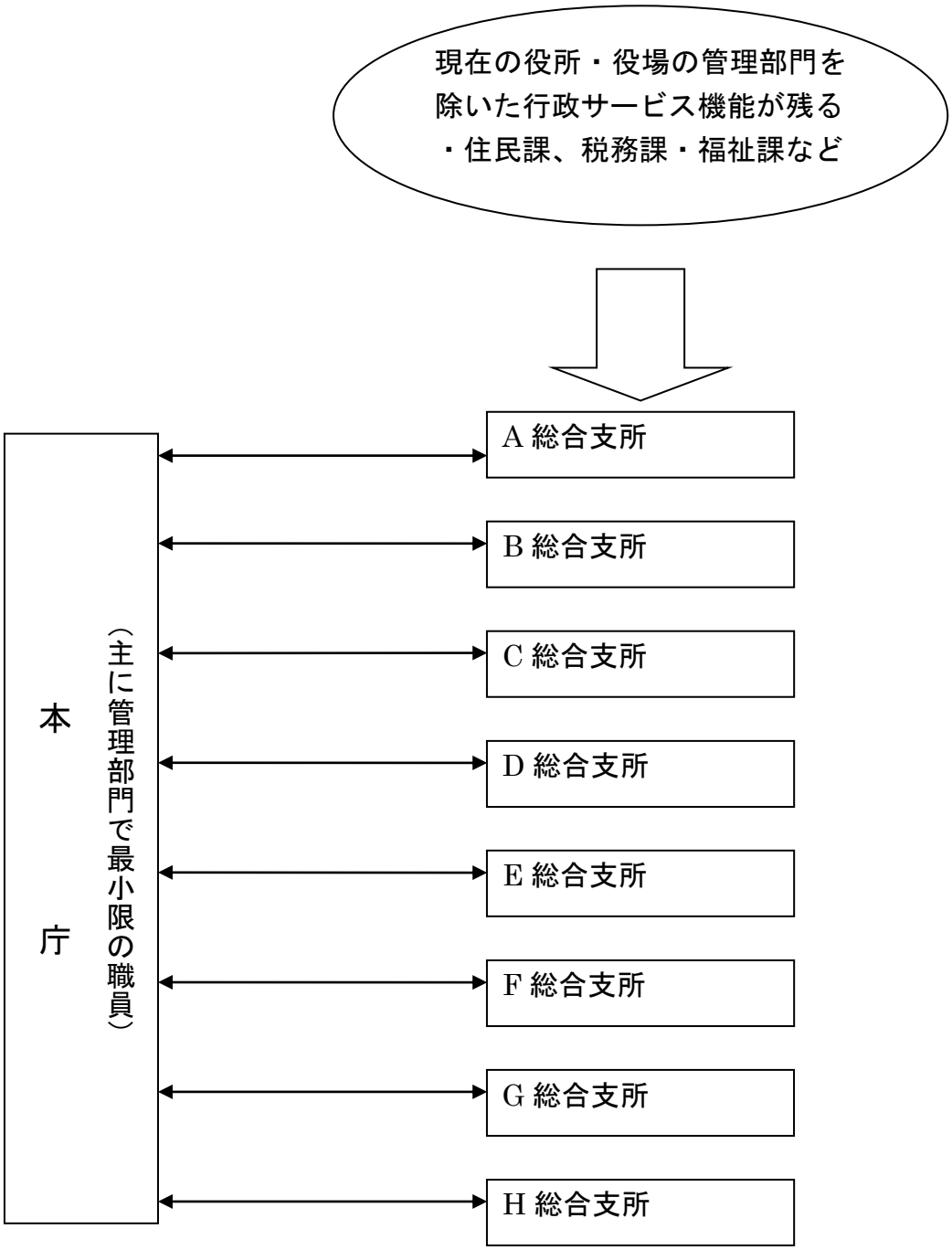
この方式では、どうしても各支所に現在程度の職員（管理部門は除く）が必要となる。